

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会

(一社) 全国中小建築工事業団体連合会

各論 1 組立・解体時における足場の最上層部からの墜落・転落災害について

- ・安全帯の使用等の措置については事故件数等から鑑みて同条に基づく災害防止効果は非常に高く規則の強化ではなく、規則遵守の徹底を図るべき。
 - ・足場作業主任者に関しては今後も安衛則に基づく作業主任者の選任等を徹底する必要がある。また能力向上教育は実際に受講し修了している作業主任者が足場作業主任者講習修了者の中でどれ位の方が全国でいるのかは分からないが、場合によっては各都道府県労働局からの受講勧奨も必要かもしれない。
- また、事業主や受講者の負担を減らすために上記講習受講に対する助成等を充実させることも良いのではないか。

各論 2 通常作業時等に墜落・転落災害について

- ・通常作業時等における足場からの墜落・転落災害の発生状況は頂いた資料から見ると、そのほとんどが 安衛則に基づく措置の不十分及び措置自体を実施していなかった現場での災害であるので、まずは規則の遵守徹底を図るべきであり、更なる規則強化には反対である。
- 特に墜落・転落防止用の幅木に関しては、作業床の幅が 4 5 cm 以下の場合、歩行等の大きな障害となるので非常に危険である。規則に入れる必要は無い。

その他 一側足場について

- ・一般的な住宅建築現場は狭小地がほとんどであり、その足場作業床は 2 0 0 ～ 3 5 0 がほとんどである。実際の作業床を見れば分かるが、墜落・転落防止用の幅木を付けた場合、その作業自体に大きな支障を来すのは事実である。
- また、中さんについても、腰をかがめて作業をする場合、中さんに腰などがぶつかってしまい作業に大きな支障を来す。
- このような理由から作業に大きな支障を来し、場合によっては逆に災害に繋がりがねない墜落・転落防止用の幅木、並びに中さんを一側足場に対し導入及び規制することには反対である。